

武雄市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

武雄市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的に武雄市放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置、運営している。

児童クラブの質的向上、児童への育成支援強化を図るため、児童クラブの運営業務について、民間事業者へ運営委託を行う。

そこで、公募型プロポーザル方式によって受託者を選定するために、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 委託業務名

武雄市放課後児童クラブ運営業務委託

(2) 委託場所

小学校名	クラブ名	位置
武雄小学校	武雄児童クラブ	武雄市武雄町大字富岡 9159 番地
御船が丘小学校	御船ひかりっこクラブ	武雄市武雄町大字武雄 4595 番地
	御船ゆめっこクラブ	武雄市武雄町大字武雄 4595 番地
朝日小学校	朝日元気っ子クラブ	武雄市朝日町大字甘久 4354 番地 1
	朝日なかよしクラブ	武雄市朝日町大字甘久 4354 番地 1
若木小学校	若木児童クラブ	武雄市若木町大字川古 8038 番地
武内小学校	武内児童クラブ	武雄市武内町大字梅野乙 15041 番地 2
西川登小学校	西川登児童クラブ	武雄市西川登町大字神六 20584 番地
東川登小学校	東川登児童クラブ	武雄市東川登町大字永野 5893 番地
橘小学校	橘児童クラブ	武雄市橘町大字片白 8718 番地 1
山内東小学校	風の子児童クラブ	武雄市山内町大字鳥海 9602 番地 1
山内西小学校	ひまわり教室	武雄市山内町大字大野 6900 番地
北方小学校	あおぞら教室	武雄市北方町大字志久 1389 番地

(3) 委託期間

ア 契約期間

令和7年(2025年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで

イ 準備期間

契約締結の翌日から令和7年(2025年)3月31日まで
当期間は、本業務を履行するための準備期間とする。

(4) 業務内容

2-(2)の委託場所において、市の運営方針に基づき、受託者は、以下に掲げる業務を行うものとする。

ア 児童の育成支援業務(児童の安全管理・生活支援・遊びの支援)

イ 保護者対応に関する業務

ウ 会報の発行(放課後児童クラブだより等)

エ 次年度入会者への児童クラブ説明会実施

オ 施設・付属設備及び物品の保全

カ 施設の清掃及び環境整備

キ その他業務報告等運営上必要な事項

ク 各種書類及び提出期限と適正な管理

※その他詳細は、武雄市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書に掲げる業務内容のとおりとする。

(5) 予算(見積限度額)

ア 見積限度額

684, 652, 320 円以内(3年間)

年度	金額
令和7年度	228, 217, 440円
令和8年度	228, 217, 440円
令和9年度	228, 217, 440円
合計	684, 652, 320円

※本業務のうち、放課後児童クラブ運営業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項及び別表第1第7号ロに該当するため、非課税として取り扱う。

イ 見積書の積算する必要のある経費

(a) 職員人件費

支援員、補助員、臨時職員、加配職員人件費等

(b) 管理費

運営管理責任者人件費相当

(c) 物件費

消耗品費、事務用品費、保険料、旅費、研修費等

ウ 委託料として積算する必要のない経費

(a) 光熱水費、固定・携帯電話料金及びシステム通信費(プリンタリース料含む)

- (b) 施設、設備、備品の維持経費(軽微な修繕に係るものを除く。)
- (c) おやつにかかる経費

3 参加資格

この公募開始日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく武雄市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領、佐賀県物品購入等契約に係る入札参加資格停止等の措置要領又は武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成23年武雄市訓令第3号)に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後に武雄市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 佐賀県内又は隣接する福岡県及び長崎県内に、本店、支店又は営業所等を有していること。
- (8) その他選定委員会が必要と認めた要件

4 資料の配布

(1) 配布する資料

- ア 武雄市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- イ 武雄市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書
- ウ 提出書類様式一式

(2) 配布期間

令和6年9月6日(金)午前9時から令和6年10月31日(木)午後5時まで

(3) 配布場所等

武雄市こども教育部こども未来課で配布する。また、市ホームページに掲載する。

5 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加表明書(様式1)

- イ 参加資格に関する誓約書(様式2)
 - ウ 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税の各納税証明書(令和3年から令和5年までに滞納がないことを証明する書類):写し可
 - エ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書:写し可(法務局発行)
 - オ 法人の定款:写し可
- (2) 提出部数
正本1部、副本1部の合計2部提出すること。
- (3) 提出期間
令和6年9月6日(金)午前9時から令和6年9月24日(火)午後5時まで
- (4) 提出先
武雄市こども教育部こども未来課
- (5) 提出方法
事前に電話にて来庁日を連絡し、持参すること。
郵送による提出は、令和6年9月24日(火)必着とする。
- (6) 辞退について
応募申込をした後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書(様式4)を令和6年9月24日(火)までに提出すること。

6 参加資格の審査及び結果の通知

参加資格の確認を行い、令和6年9月27日(金)に公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式第2号)を郵送により通知する。

なお、参加資格を満たしていないと判断された者は、その理由について、審査結果が届いた日から令和6年10月4日(金)までに、電子メールにて説明を求めることができる。

電子メールアドレス:kodomo-mirai@city.takeo.lg.jp

7 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
- ア 応募申込書(様式5)
 - イ 誓約書(様式6)
 - ウ 企業理念に関する提案書(様式7)
 - エ 経営状況に関する報告書(様式8)
 - オ 業務実績及び受託体制に関する提案書(様式9)
 - カ 業務実績又は民間放課後児童クラブの開設実績一覧(様式9関係)
 - キ 業務遂行能力に関する提案書(様式10)
 - ク 支援員等の雇用に対する待遇に関する提案書(様式11)
 - ケ 安全対策・危機管理に関する提案書(様式12)
 - コ 保護者・学校等との連携に関する提案書(様式13)
 - サ コスト削減に対する取組に関する提案書(様式14)

- シ 見積書(様式15)
 - ス 見積書設計内訳書(様式15関係)
 - セ 決算書(令和4年度及び令和5年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書))
 - ソ 会社案内のパンフレット等
- (2) 提出部数
正本1部、副本7部の合計8部提出すること。
- (3) 提出期間
令和6年10月4日(金)午前9時から令和6年10月31日(木)午後5時まで
- (4) 提出先
武雄市こども教育部こども未来課放課後係
- (5) 提出方法
事前に電話にて来庁日を連絡し、持参すること。
郵送による提出は令和6年10月31日(木)必着とする。
- (6) 受理の取消
応募した法人が、応募受付の提出日から委託法人の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は受理を取り消し、審査及び選定の対象から除外する。
ア 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
イ 応募の採否の働きかけを行う目的で、申込者又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触を持った場合
- (7) その他提出にあたっての留意事項
ア 提出書類はA4縦型フラットファイルに左綴じとし、様式毎にインデックスを貼ること。
イ 提出された書類は、返却しない。
ウ 書類提出にかかる費用は、申込者の負担とする。

8 審査

- (1) 選定委員会の設置
透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、武雄市放課後児童クラブ運営業務委託事業者選定委員会(以下、選定委員会という。)を設置し、選定委員会において企画提案書提出者のプレゼンテーションにより、企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。
- (2) 候補者の選定方法等
ア 応募申込書(様式5)及び添付書類による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し候補者を選定する。
イ 審査基準は、8-(4)に掲げる項目により、選定委員会の委員長及び各委員が採点して審査するものとする。
ウ 候補者の選定は、委員長及び各委員が提案者毎の評価点の合計で順位をつけ、原則として第1順位の最も多い者を候補者として選定する。なお、第1順位の最も多い者が2者以上あるときは、審査項目について次の順序により比較し、順位を決定す

る。

- ① 全ての評価項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- ② 技術力評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- ③ 企業評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- ④ 金額評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

エ 第2順位以降で同一の順位の者が複数あった場合は、上記ウの規定を準用し、その順位を決定する。

オ 委員長及び各委員の評価点の平均値が50点未満の申込者は、原則として候補者に選定しない。ただし、全ての申込者が前段に該当した場合、選定委員会は、第1順位の申込者を候補者として選定するか、当審査における選定者なしとするかを協議し、決定する。

カ 業務委託候補者は、選定委員会の選定結果に基づき、市長が決定する。

キ 選定の結果、委託予定者なしとする場合もある。

(3) プレゼンテーションの方法

ア 実施日

令和6年11月11日(月)を予定

※正式な日時や集合場所等の詳細は別途通知する。

イ 実施場所 武雄市役所本庁舎

ウ 実施時間

1提案者につき25分以内(プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分以内)

※なお、応募者多数の場合には、実施時間を変更する場合がある。

エ 出席者 原則3人以内とする。

オ 審査 非公開とする。

カ 留意事項

- ①プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容による他、パワーポイント等を用いて実施することを許可するが、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ②プロジェクターやスクリーン等については市において用意するが、パソコンは出席者が用意すること。
- ③持ち込んだ機材が正常に動作しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定しておくこと。

(4) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点
企業評価 (法人に関する事項) 【15点】	◎事業者の運営(経営)状況 ・放課後児童クラブの運営方針 ・経営母体の財政健全性 ・放課後児童クラブの業務実績及び受託体制

技術力評価 (放課後児童 クラブ運営に 関する事項) 【75 点】	◎業務遂行能力(35点) ・放課後児童クラブの専門的な運営と特徴的な取り組み ・放課後児童クラブの安定的な運営に関する実施方針 ・特別な支援が必要な児童の対応 ・支援員等※の配置を含めた運営の組織体制 ・支援員等の雇用確保及び採用計画 ◎支援員等の待遇(20点) ・支援員等の経験年数等に応じた賃金改善策 ・支援員等の人材育成及び研修体制 ・支援員等の勤務体制と健康管理体制 ※支援員等…放課後児童支援員及び補助員を含む本業務に従事する職員 ◎安全対策・危機管理(15点) ・個人情報の取り扱い ・事故発生時の対応、予防の体制 ・災害発生時の対応、感染症対策 ◎保護者・学校等との連携(5点) ・保護者、学校等との連携や信頼関係の構築
金額評価 【10 点】	◎金額評価 ・コスト縮減の妥当性 ・見積金額

(5) 選定結果の通知

選定結果については、プレゼンテーション審査に参加した全ての申込者に結果通知書(様式第5号)により通知する。

なお、選定されなかった者は、その理由について、審査結果が届いた日から令和6年11月18日(月)まで説明を求めることができる。方法は、「6 参加資格の審査及び結果の通知」と同様とする。

(6) 決定事業者の公表等

決定事業者名等を武雄市のホームページ上で公表する。

9 契約締結までのスケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施の公表	令和6年9月6日(金)
実施要領に関する質疑受付	令和6年9月6日(金)～令和6年9月18日(水)
質疑回答	令和6年9月20日(金)
参加申込書の受付	令和6年9月6日(金)～令和6年9月24日(火)
参加資格審査結果の通知	令和6年9月27日(金)
参加資格を満たしていないと	参加資格審査結果通知書が届いた日～

判断された者の審査結果に対する説明の要求期限	令和6年 10 月 4 日(金)
企画提案書に関する質疑受付	令和6年 10 月 4 日(金)～令和6年 10 月 18 日(金)
質疑回答	令和6年 10 月 22 日(火)
企画提案書の受付	令和6年 10 月 4 日(金)～令和6年 10 月 31 日(木)
選定委員会の開催 プレゼンテーションの実施	令和6年 11 月 11 日(月)予定
審査結果の通知	令和6年 11 月 15 日(金)予定
選定されなかった者の審査結果に対する説明の要求期限	公募型プロポーザル選定結果通知書が届いた日 ～令和6年 11 月 27 日(水)
契約締結	令和6年 12 月初旬までに(予定)

10 受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結する。

なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合、または受託候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

11 質問方法等

(1) 受付期間

ア 実施要領に関する質疑

令和6年9月6日(金)午前9時から令和6年9月18日(水)午後4時まで

イ 企画提案書に関する質疑

令和6年10月4日(金)午前9時から令和6年10月18日(金)午後4時まで

(2) 質問提出方法

電子メールにて、質問書(様式3)を以下のメールアドレスに送信すること。

必ず電話で「放課後児童クラブ運営業務委託質問」を送信した旨を伝え、担当部署に着信したことを確認すること。なお、口頭による質問は受付しない。

電子メールアドレス:kodomo-mirai@city.takeo.lg.jp

(3) 回答方法

質問のあった法人には、質疑回答期日までに、メールで回答する。

また、質問及びその回答を市ホームページに掲載する。

12 失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (3) 提出された見積書の見積金額が予算(見積限度額)を超えている場合
- (4) 審査結果までに、「3 参加資格」に定める資格要件を満たさなくなったことが判明した場合

13 提出書類の取扱い

- (1) 本審査以外では、無断で使用しないものとする。
- (2) 提出後における差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出書類等は返却しない。

14 その他実施上の留意事項

- (1) 参加者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。
- (2) 企画提案書の提出は1者につき1案のみとする。
- (3) 提出書類の作成及び提出等に係る一切の費用は、申込者の負担とする。
- (4) 武雄市から受領した資料は、武雄市の了解なく公表及び使用できない。
- (5) 業務の実施に関し必要な事項等は、両者が協議して決定するものとする。
- (6) 本プロポーザルに係わる情報公開請求があった場合は、武雄市情報公開条例(平成18年武雄市条例第11号)に基づき、提出書類を公開することがある。その場合、当該提案書類等の使用、複製及び公開を無断、無償で行うことができるものとする。

15 担当部署(問合せ先)

〒843-8639

佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

武雄市役所こども教育部こども未来課放課後係

電話番号:0954-23-9215 FAX:0954-23-9811

ホームページ:<http://www.city.takeo.lg.jp/>

E-mail:kodomo-mirai@city.takeo.lg.jp